

ライフィベントのタイミングを利用した受診勧奨事業に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）及び呉市（以下「乙」という。）は、ライフィベントのタイミングを利用した子宮頸がん検診の受診勧奨及び再勧奨の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙それぞれの役割と連携・協力の内容を定めることで、ライフィベントのタイミングを利用した子宮頸がん検診の受診勧奨及び再勧奨を円滑に実施し、勧奨対象者層の受診習慣の継続に資することを目的とする。

（役割と連携・協力）

第2条 甲及び乙はそれぞれ相互に協力し、次の取組を行う。

- (1) 甲及び乙はライフィベントのタイミングを利用した子宮頸がん検診の受診勧奨及び再勧奨に率先して取り組む。
- (2) 甲は勧奨及び再勧奨に必要な啓発資材を、乙と連携の上で作成し、対象者に発送する。
- (3) 乙は発送に必要な乙の保有する個人情報を甲に提供する。
- (4) 乙は効果検証に必要な情報を甲に提供し、甲は効果検証を実施して、結果を乙に提供する。

（協定の破棄）

第3条 甲又は乙のいずれかが申し出たときは、この協定を破棄することができる。この場合、申出は破棄する一月以上前に行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年6月30日までとする。

（個人情報の共同利用）

第5条 第1条の目的を推進するために必要となる乙の保有する個人情報を甲に提供する場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第27条第5項第3号に基づき、甲は当該個人情報を乙と共同して利用するものとし、共同利用する個人情報の範囲は、乙に住民票を有する令和4年度に20歳及び22歳から29歳に達する（基準日は令和5年4月1日とする。）女性のうち、甲が別途指定する時点において子宮頸がん検診を受診していない者の氏名及び住所（郵便番号を含む）とする。

2 甲及び乙は、前項に規定する個人情報の共同利用にあたっては、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第3号に掲げる事項について、甲及び乙の公式ホームページ等に掲載し、本人が知り得る状態に置くものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施に当たっては、法律その他個人情報の保護に関する法令等を遵守することに加え、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。この協定が終了し、又は破棄された後においても同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲及び乙が記名及び押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年3月22日

甲 広島市中区基町10番52号
広島県
広島県知事 湯崎英彦

乙 呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原芳明